

目黒区児童館運営指針

目黒区学童保育クラブ保育指針

平成27年10月5日改定

目黒区子育て支援部子育て支援課

目 次

はじめに	3
目黒区児童館運営指針、学童保育クラブ保育指針の経過	5
第1章 児童館、学童保育クラブの基本	6
1 児童館、学童保育クラブの職員としての基本姿勢	6
(1) 公務員としての職員倫理について	
(2) 児童指導の職務にあたって守るべき倫理について	
(3) 職員の資質向上にむけて	
2 児童館、学童保育クラブの危機管理	10
(1) 日常活動の視点	
(2) 児童虐待の防止と対応	
(3) 健康に関する安全管理及び衛生管理	
(4) 行事活動の安全な運営	
(5) 防災、防犯	
(6) その他	
(7) 危機管理対応マニュアル一覧	
3 児童館年間事業計画、学童保育クラブ保育方針及び保育計画の作成と実施	13
(1) 書式	
(2) 添付資料	
(3) 児童館	
(4) 学童保育クラブ	
第2章 児童館運営指針	16
1 児童館の目的	16
2 児童館の役割と機能	16
3 利用対象別対応の視点	19
(1) 乳幼児への対応	
(2) 小学生への対応	
(3) 中高生への対応	
(4) 障害のある子どもへの対応	
(5) 保護者への対応	
(6) ボランティアへの対応	
4 事業形態別活動	27
(1) 日常活動	

- (2) 行事活動
- (3) クラブ活動
- (4) 相談活動
- (5) 児童館未整備地域事業（出張児童館・移動児童館）
- (6) 地域活動
- (7) 子育てふれあいひろば（地域子育て支援拠点事業「ひろば型」）

5 児童館の危機管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

第3章 学童保育クラブ保育指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

- 1 学童保育クラブの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
- 2 学童保育クラブの役割と機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
- 3 活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

- (1) 学童保育クラブでの遊び
- (2) 館外活動
- (3) 自然に親しむ活動
- (4) 創造活動
- (5) 行事活動
- (6) 社会性や自主性を高める活動
- (7) 基本的生活習慣を身につける活動
- (8) 学習とその習慣づくりの活動
- (9) 児童館との関わり
- (10) 保護者との関わり
- (11) 学校・地域・関係機関との関わり
- (12) 危機管理（アレルギー対応含む）
- (13) 障害のある子どもへの対応

児童館・学童保育クラブ職員用

- 【目黒区児童館学童保育クラブ指針 注釈資料編一覧】・・・・・・・・・・・・・48

※注釈資料編については、新旧のデータ等を適宜収集し整理保管する。

児童館・学童保育クラブ職員用

- 【目黒区児童館学童保育クラブ指針 危機管理マニュアル一覧】・・・・・・・・・・・・・50

※危機管理マニュアルについては、情勢等の変化に迅速に対応し、適宜改訂する。

はじめに

目黒区は、「未来に向けて ともに 育ち 育てる めぐろの実現」を目指して、「目黒区基本計画」(10ヵ年計画)、「目黒区実施計画」(5ヵ年計画)、「目黒区子ども条例」(平成17年(2005年)公布)に基づき、「目黒区子ども総合計画」(5ヵ年計画)を策定し、様々な子育て支援施策に取り組んでいる。

目黒区児童館は、児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設の一つとして、昭和49年区民センター児童館開設以来、現在までに14館(公営13館、民営1館)を運営している。児童館では、平成2年8月に目黒区児童館運営指針を策定し、児童に健全な遊びを通して健やかな成長を支援するとともに、0歳から18歳未満までの様々な年齢の児童が遊びや行事を通して生活体験を積み、仲間とのつながりを築く力を養うことを目的として、切れ目のない支援を行っている。

目黒区学童保育クラブは、児童福祉法第6条及び第21条に規定される放課後児童健全育成事業として、昭和42年鷹番小学校、上目黒小学校内に学童保育クラブ開設以来、現在までに26か所(公営23施設、民営3施設)を開設し、運営を行っている。

学童保育クラブは、昭和56年2月に目黒区学童保育クラブ保育指針を策定し、保護者の就労や病気等の理由で放課後、家庭で保育にあたることのできない小学校低学年児童の「生活の場」として、基本的生活習慣を身に付けるとともに、異年齢との遊びや学習、行事参加等、様々な活動を通して健全な発達を支援する施設として運営している。

一方、児童館・学童保育クラブを取り巻く環境は、「子ども・子育て支援法」及び「就学前教育の子どもに関する教育保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」等により整備が進んでおり、児童館・学童保育クラブは、子どもへの働きかけにとどまらず、ワーク・ライフ・バランスの推進や保護者や地域住民の参画促進等、子育てに関する機関や組織等との連携の要として、地域における子ども家庭福祉の拠点となることが求められている。

今回の目黒区児童館運営指針・学童保育クラブ保育指針の改定は、国の児童館ガイドライン(平成23年3月31日厚生労働省通知)、放課後児童クラブ運営指針(平成27年4

月厚生労働省）、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省省令）に基づき、目黒区放課後児童健全育成事業に関する基準を定める条例（目黒区条例第22号平成26年10月1日付）を制定し、子ども・子育て支援新制度に沿った事業内容の展開、様々な状況変化や課題を踏まえて、児童館・学童保育クラブの職務に従事する職員の倫理観の確立、危機管理意識・人権意識の向上及び年間事業計画、保育方針策定の指標とすることを目的とする。

本区における児童館・学童保育クラブの課題は、次の通りである。

- 障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）に基づく、児童館・学童保育クラブにおける障害のある子どもの利用充実
- 区有施設見直しに伴う多機能化、集約化による施設（小学校等）での児童館・学童保育クラブ運営のあり方
- 児童館未整備地区の施設整備及び拡充（南部地区、西部地区）
- 学童保育クラブの偏在化等対策及び保育需要に応じた施設整備及び拡充
- 放課後子ども総合プランに対応した環境整備及び関係機関との連携・協力
- 公設公営と公設民営及び民設民営児童館・学童保育クラブの役割の明確化と連携

なお、児童館・学童保育クラブに課せられた課題は、子どもや子育て家庭を取り巻く状況や社会情勢に伴い変化するため、目黒区子ども総合計画改定（5ヵ年計画）に合わせ、児童館運営指針、学童保育クラブ保育指針について適切に見直しを行う。

また、迅速、的確に対応すべき課題は、指針と合わせ、各児童館・学童保育クラブの年間計画及び年間方針に反映させ、取り組んでいくこととする。

平成27年10月

【目黒区児童館運営指針、学童保育クラブ保育指針の経過】

- 1 目黒区学童保育クラブ保育指針 昭和 56 年 2 月 運用開始
- 2 目黒区児童館運営指針 平成 2 年 8 月 運用開始
- 3 目黒区児童館運営指針改定 平成 18 年 4 月 運用開始

※この改定でそれまで児童館、学童保育クラブごとの指針を児童館運営指針に一本化し、児童館事業の一つとして、学童保育クラブを位置づける

- 4 目黒区児童館運営指針、学童保育クラブ保育指針一部改定 平成 27 年 4 月

※章立ての改定

○はじめに、第 1 章の改定（職員倫理、危機管理、年間計画作成の項目を記載）

○児童館運営指針、学童保育クラブ保育指針をそれぞれ章立て

○目黒区子ども総合計画の改定時期（5 カ年）に指針を見直す

- 5 目黒区児童館運営指針、学童保育クラブ保育指針改定 平成 27 年 10 月

※平成 27 年 4 月改定分の修正及び第 2 章、第 3 章の改定

第1章 目黒区児童館・学童保育クラブの基本

1 児童館・学童保育クラブ職員としての基本姿勢

目黒区の児童館・学童保育クラブにおいて、直接子どもの育成支援に携わり、利用者と密接に関係する職員は、公営・民営のそれぞれの立場の違いはあれ、「児童福祉法」「児童の権利条約」「目黒区子ども条例」の精神を職務の根幹として取り組むことを基本とする。

さらに、公営の職員は、公務員としての倫理規範を意識し、目黒区のすべての児童館・学童保育クラブ事業の資質向上と改善を常に図ることを目指す。

以上を踏まえて「目黒区児童館運営指針」「目黒区学童保育クラブ保育指針」として職員の基本姿勢をまとめる。

(1) 公務員としての職員倫理について（公営の職員に向けて）

公営の職員は、公務員であるという意識を持って、職務に携わる。そのためには、常に公務員倫理に立ち返って、今の仕事に対する姿勢を見直す必要がある。

以下「目黒区職員倫理の確保に関する制度ガイドブック」より抜粋する。

ア 職員倫理の保持・高揚

私たちは、いつ・どんな場所においても「目黒区の職員である以上、自分の行動は常に目黒区全体の信用に影響を及ぼすものである」ということを自覚して行動しなければなりません。「自分の行動が区民にどのように受け止められるか」ということを意識して行動する習慣を身につけ、目黒区職員としての倫理観を高めていく必要があります。

イ 公正な職務の執行

私たちは、「区民全体の奉仕者であって、区民の一部に対してのみの奉仕者ではない」ということを自覚して職務を行わなければなりません。

ウ 私益追求の禁止

私たちは、常に「職員としての公の立場」と「私的な立場」とを区別して行動しなければなりません。

エ 疑惑・不信を招く行為の禁止

私たちは、職務を行うに当たって、区民の疑惑や不信を招く行為をしてはなりません。

オ 勤務時間外における行動のルール

私たちは、勤務時間外であっても「公務員である以上、自分の行動は公務の信用に影響を与えるものである」ということを意識して行動しなければなりません。

(2) 児童館・学童保育クラブの職務にあたって守るべき倫理について

(公営及び民営共通)

児童館・学童保育クラブに従事する職員は、利用者の人権を尊重し、常に利用者が安全・安心に、そして楽しく施設内で過ごせるよう、自覚と誇りを持って取り組む。

ア 職員集団・組織として

まずは、「職員同士」が常に心身ともに健康であることが望ましい。日ごろから職員間のあいさつを含め、意思の疎通を図りながら業務にあたり、児童福祉の視点で一日の業務が円滑に進められるようにする。些細な言動が、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントにつながることも常に意識する必要がある。

また個々の業務を把握し、助け合いの精神を忘れず、組織の一員としてその役割を担うことが大切である。

日常の利用者の状況を把握し、施設のおかれている地域の社会状況等も的確に分析し、事業運営に反映させる。

また、施設内の表示や遊具、用具類が常に整理整頓され、定期的に点検することで、常に安全性が確保されるよう努める。

イ 子どもたちへの対応

子どもの人権を守る立場であることを自覚し、常にその姿勢を崩さないよう子どもたちに接する。子どもへの呼び捨てや体型等への侮蔑的な表現や人種・国籍、性、障害等について差別的な言動や言葉の暴力、体罰等は決して許されない。

特に、子ども同士のトラブルの時であっても「暴力は、どんな時にもしない、させない」の精神を貫き、適切な対応に努める。

また、職員は、日ごろからすべての子どもたちに笑顔で接し、あいさつ等を積極的に行い、子ども一人ひとりの思いや悩みを受け止め、その日の心身の変調をすばやく察知し、適切に対応する。

ウ 保護者への対応

保護者の主張を受容的な姿勢で受け止め、相手の気持ちを理解し、相手の立場に立った丁寧な対応を行う。

また、初めて出会う時は、分かりやすく説明し、よく話を聞き、一緒に考えようという姿勢が伝わるよう努め、問題解決に努力する。

保護者の主張は、過去の経験してきた事例ではなく、常に新しい事例・問題

提起であるという視点で受け止める。

(3) 職員の資質向上にむけて

子どもたちを取り巻く環境や、子ども自身や保護者のニーズが大きく変化していく中、職員は、事業運営や保育内容の質の向上を図るために、自らの業務や保育を振り返り、見直していく必要がある。そのためには、研修を有効に活用し、日頃から、自らの専門性や資質を向上させ、事業運営や保育内容を高めるために積極的に自己研鑽に努めることが大切である。

また、平成 26 年厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、「職員の基準については、放課後児童支援員認定資格研修を修了したものでなければならない」とされたことから、今後実施されていく放課後児童支援員認定資格研修の受講が必須となる。

ア 研修の有効活用について

特別区研修所の専門研修、東京都児童館等連絡協議会、子育て支援課等が主催する専門研修を積極的に活用し、実践に活かす。

イ 職場内研修の有効活用について

職場やブロック内研修を自主的に開催し、研鑽する。事業運営や保育内容の「交流」だけにとどまることなく、実践に役立つような研修会にする。

ウ 職員の自己啓発推進について

職員は、常に子どもたちを取り巻く環境や社会情勢を的確に把握し、「昨年通り」「今までの保育を踏襲する」という発想から、子ども文化や子どもへの理解と関わり方、保護者への理解と関わり方について日々検証し、深めていく必要がある。そのためには、実践の検証とともに、子どもを取り巻く社会情勢や危機管理、子どもの発達や心理についての専門的な知識を得るために学習していく。

エ 職場のチームワークの形成について

職員は、組織・チームを意識し、相互に協力して質の向上を目指して、仕事を進めていく必要がある。そのために、情報を共有し、事業運営や、子ども、保護者への共通理解を深めることが大切である。

職員一人ひとりが、考え方の違いを認め合い、お互いに尊重することを基本に、それぞれの職員の持ち味が生かされ、統一感のある職場づくりに努める。

オ 職場内での問題整理及び課題解決に向けて

職場内での問題点の整理及び課題解決には、館長をはじめとして、全職員で英知を絞り、合意を図っていくことが必要である。そのためには、一人ひとりの職員が問題点の列挙や他への批判にとどまることなく、解決策を模索し、ブロック会議・職員会議等で全職員に提案し、実行していくよう努める。

職場内での課題解決が困難な場合は、児童館係長、子育て支援課長に報告・相談をし、連携を図りながら、課題解決を図る。

2 児童館・学童保育クラブの危機管理

「いざと言う時に、どのような行動をとり、子どもや保護者の安全・安心を守ることができるのか」平23年3月11日の東日本大震災以来、目黒区児童館・学童保育クラブ職員一人ひとりの危機対応能力の向上が求められている。

職員は、業務の中での安全配慮において、注意義務（結果の予見可能性と回避可能性）を負う。従って、子どもたちの安全・安心と子どもの人権を尊重する居場所である児童館・学童保育クラブは、万が一の場合に、被害を最小限に食い止め、利用者の安全を守るために、全職員が緊急時に適切な行動をとらなければならない。

そのためには、施設の状況や人員体制等を考慮し、対策を講じる必要がある。具体的な対応については、「目黒区児童館・学童保育クラブにおける安全対策指針」に基づき対応する。

なお、本指針には、危機管理について（１）～（６）の視点を記載する。

（１）日常活動の視点

ア 室内環境の安全点検

（ア）施設点検と減災対策

（イ）遊具・道具・文具類等の配置と管理

（ウ）衛生管理

（エ）施設、子どもの状況に応じた遊び方、ルール工夫

イ 日常の情報収集

（ア）目黒区防災気象情報

（イ）災害情報

（ウ）感染症

（エ）目黒区緊急情報

（オ）放射能

（カ）周辺地域の状況

（キ）通所路の安全

（ク）虐待の早期発見

（ケ）いじめの早期発見と防止

（２）児童虐待の防止と対応

ア 未然防止

（ア）日常の観察

（イ）何でも話せる良好な関係づくり

- (ウ) 関係機関との情報共有
 - (エ) 子育て相談
 - (オ) 啓発活動
- イ 早期発見
 - (ア) 日常の観察
 - (イ) 「早期発見のためのチェックリスト」の活用
 - (ウ) 職員の情報共有
 - (エ) 関係機関との情報共有
 - (オ) 報告・相談（子育て支援課）
 - (カ) 通告・相談（子ども家庭支援センター、児童相談所等）
- ウ 支援
 - (ア) 関係機関との連携（関係者会議）
 - (イ) 虐待を含む要保護児童への支援や対応

（３）健康に関する安全管理及び衛生管理

- ア 利用者の健康状態の把握
- イ アレルギー
- ウ 感染症
- エ 熱中症
- オ 食を伴う活動
 - 衛生管理、食品管理、アレルギー対応
- カ 虐待の早期発見

（４）行事活動の安全な運営

- ア 計画立案時のリスク管理と正確な情報収集
- イ 館外活動時のリスク管理と正確な情報収集
- ウ 周辺地域、関係機関との連携

（５）防災、防犯

- ア 施設ごとの対応マニュアルの整備
- イ 避難計画の整備
- ウ 避難訓練の定期化
- エ めぐろ子ども見守りメールの登録促進
- オ 関係機関との連携
- カ 補完避難施設としての整備

(6) その他

対応については、下記(7)危機管理対応マニュアル一覧を参照し、各施設に応じた対策を講ずる。

(7) 危機管理対応マニュアル一覧

- ア 目黒区児童館・学童保育クラブにおける安全対策指針
- イ 児童の事故・怪我等が発生した場合の対応について
- ウ 事故対応フローチャート
- エ 目黒区児童館・学童保育クラブ災害時初期対応マニュアル
- オ 目黒区児童館・学童保育クラブ安全対策点検リスト（年度の事業総括に添付）
- カ 東京都食物アレルギー緊急時対応マニュアル目黒区児童館・学童保育クラブ版
- キ アレルギー対応図
- ク 学童保育クラブにおけるおやつ業務 衛生・作業基準
- ケ おやつ、調理活動提供の手順、食物食材を扱う活動時の留意
- コ 目黒区児童館・学童保育クラブ来所・帰宅時の児童の安全確保ガイドライン
- サ 目黒区児童館・学童保育クラブ館外活動対応マニュアル
- シ めぐる子ども見守りメール運用ガイドライン
- ス めぐる児童虐待防止対応マニュアル
- セ 台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の児童館・学童保育クラブの対応について

3 児童館年間事業計画、学童保育クラブ保育方針及び保育計画の作成と実施

目黒区児童館・学童保育クラブは、目黒区児童館運営指針及び目黒区学童保育クラブ保育指針に基づき、区民ニーズを的確に把握し、より効率的な運営を目指して、児童館年間事業計画・総括、学童保育クラブ年間保育方針・総括を作成する。なお、計画、方針、総括は子育て支援課の承認を得ることとする。

年間計画の実施にあたり職員は、児童館と学童保育クラブが協力しながら、0歳から18歳未満のすべての児童への「切れ目のない支援」に、全職員で関わるという意識を持つことが必要である。その上で、児童館年間事業計画、学童保育クラブ年間保育方針を作成する。

(1) 書式

- ア 子育て支援課で定める、児童館年間事業計画・総括、学童保育クラブ保育方針・総括の項目に沿った様式を使用する。
- イ 作成にあたっては、「児童館・学童保育クラブ事業計画・総括を記載するにあたっての留意点」、「児童館年間事業計画記入例」、「学童保育クラブ保育方針・総括記入例」を参考に、施設ごとに職員間で十分に検討する。

(2) 添付資料

- ア 年間計画には、下記の資料を添付する。
 - (ア) 年間事業予定
 - (イ) 児童館調理を伴う事業計画
- イ 総括には、下記の資料を添付する。
 - (ア) 目黒区児童館・学童保育クラブ安全対策点検リスト
(児童館・学童保育クラブ併設施設はひとつにまとめることも可とする)
 - (イ) 学童保育クラブ利用者アンケートを受けての課題及び改善策

(3) 児童館

児童館の年間事業計画の作成及び実施にあたっては、前年度の事業総括を踏まえ、次の事項について十分に配慮する。

- ア 作成にあたって
 - (ア) 子どもの現状を踏まえ、翌年度の見通しも持ちながら、児童館としてどのように子どもの育ちを捉え、何を指すのか、職員間で十分に検討し作成する。
 - (イ) 子どもたちや地域の状況を十分考慮し、計画を実施することが目的と

ならないよう、実施する内容・日時については、実態に合わせて、変更・工夫等、柔軟な対応に努める。

(ウ) 小学校・中学校・幼稚園等や地域の状況に十分配慮して日程等を決定していくこととし、相互理解を深めていくよう努める。

イ 実施にあたって

(ア) 事業ごとに目的を確認し、実施後の評価・課題については、職員間で共有し、整理をしながら次につなげる。

(イ) 児童館を利用する子どもと保護者を地域につなげ、地域全体で子どもを見守る目を育んでいけるよう、地域との関わりを意識した連携や活動を取り入れる。

(ウ) 一人ひとりの子どもの生活や心理状態を把握し、必要に応じて保護者や、必要機関につなげていけるよう、意識した対応を心がける。

ウ 児童館としての周知や理解に向けてのPRの考え方について

(ア) PRについては、児童館事業に、公平に平等に参加できるよう、周知期間・申込期間等を考慮し、余裕のある計画をたてる。(月のお知らせ、ホームページ、広報掲載、ポスター等)

(イ) 児童館の月のおしらせの裏面等を利用しながら、子どもたちの様子や児童館の考え方を発信し、利用者や保護者、地域の理解を得る手段とする。なお、発行に際しては、個人情報やプライバシーに配慮する。

(ウ) 児童館内の事業展開にとどまらず、必要に応じて、地域、学校等の協力を得ながら、児童館PRの場、機会をつくる。

(エ) 児童館事業の周知だけでなく、行政内の子育て支援情報の発信について工夫する。

(4)学童保育クラブ

学童保育クラブの年間保育方針、計画の作成及び実施にあたっては、前年度の保育総括及び学童保育クラブ利用者アンケートを受けての課題及び改善策を踏まえ、各活動領域(13項目、項目は第3章学童保育クラブ保育指針参照)の結びつきを考慮し、次の事項について十分に配慮する。

ア 作成にあたって

(ア) その年度の子どもたちや保護者の状況から、重点課題を整理し、具体的な活動内容は、13項目に区分した活動領域ごとの年間目標と取り組みとする。

(イ) 保育方針にそって、子どもたちの豊かな活動内容が展開されるように心がけ、子どもの育成支援について、職員間で十分に検討し作成する。

- (ウ) 学童保育クラブの異年齢集団の特性を活かした保育計画を立案する。
- (エ) 児童とその保護者を地域につなげ、地域全体で子どもを見守る目を育んでいくための保育計画を立案する。
- (オ) 施設や設備などの諸条件を考慮して、学童保育クラブの子どもや保護者の状況、地域環境にあった保育計画を立案する。
- (カ) 連携を必要とする近隣児童館、地域行事を把握し、検討・調整を行い、保育計画を立案する。

イ 実施にあたって

- (ア) 保育方針と計画は、子どもと保護者の状況を踏まえて保護者とも十分に話し合い、相互の理解を深める。
- (イ) 一人ひとりの子どもの生活や心身の状況を把握し、子どもたちの自発的な活動を尊重しながら個々の成長とともに、仲間関係の広がりや深まりを育てる保育を実施する。
- (ウ) 保育計画をより具体的に実践していくために、子どもたちの状況に応じた月案、週案等を作成する。
- (エ) 事業ごとの総括や保育日誌、子ども一人ひとりの保育記録を作成して、それに基づいて一年間の活動を振り返り、年間総括を作成する。

第2章 児童館運営指針

1 児童館の目的

児童館は、地域の0歳から18歳未満の子どもたちを対象にし、「子どもの権利」を遵守し、区政を見据え、下記の4点を目的に運営する。

- (1) 子どもの遊びや生活の支援
- (2) 心身ともに健やかな育成
- (3) 地域における子育て・子育ての連携及び支援
- (4) 子どもの成長・発達に応じた切れ目のない支援

2 児童館の役割と機能

児童館がすべての子どもたちにとって気軽に利用できる場所となるように、職員は信頼関係を築きながら子どもの成長や発達を捉える。

また、子どもの成長発達の支援だけではなく、子育て・子育て環境の変化に伴う、子どもや保護者に関係する社会問題に対して福祉的な視点を持って取り組み、児童館が子ども家庭福祉を支える拠点となることが求められる。

(1) 子どもにとっての心地よい居場所づくり

児童館は子どもにとって遊びの場であり、一人で来てのんびりしたり、少しの時間でも利用したいと思ったり、困った時に頼りにできる場所である。職員は、限られた施設条件の中で、0歳から18歳未満すべての子どもにとって心地よい居場所となるように工夫する。併せて、子どものありのままの姿や思いを受け入れることで子ども自身に安心感を抱かせ、一人ひとりの子どもの自己肯定感を高めていけるよう見守り、働きかけていくことが大切である。

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 児童館に遊びに行きたいと思えるよう、子どもへの声かけ、明るくあいさつ、環境整備に努め、子どもが一息つけるような居場所や空間を保障する。
- イ 子どもが、遊ぶことを好きになり、夢中になって遊べるように支援する。
- ウ 子どもの気持ちに寄り添いながら、職員との信頼関係をつくる。
- エ 子どもが気軽につどい、自由な発想で遊びを広げ、楽しめる場とする。
- オ 子どもの意見や発想を汲み取り、活動として実現できるように支援する。
- カ 一人ひとりが主役になれるよう働きかけ、子ども同士が認め合える関係をつくる。
- キ 館外に出ていくことで子どもの状況を把握し、児童館の活動を伝え、日常

の児童館利用の促進を図る。

（２）子どもの成長発達増進

職員は、遊びや活動を含む多様な生活体験を通し、子どもたちの現状を把握し、子どもが遊び・行事・クラブ等活動を通して心身の発達を促し、知的・社会的能力を高め、情操豊かに育つように支援する。

また、異年齢集団で遊ぶ体験を大切に、世代間で交流し、関係を築きながら、「協力する・助け合う・教え合う・伝え合う・相手を思いやる」心を育てる。

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 各部屋（遊戯室・図書室・プレイルーム・図工室等）の設備や機能を活かした遊び・活動を提供する。
- イ 遊びを通して、子どもの心身の発達を支援する。
- ウ 自分の考えを人に伝えたり、相手の意図を読み取ったりできるように支援する。
- エ 素直に自分の気持ちを表現するとともに、相手の思いを受け止められる情操豊かな人間性を養う。
- オ 異年齢の交流の中で、遊びの楽しさや遊び方を伝え合う力をはぐくむ。

（３）日常の生活の支援

職員は、すべての子どもが楽しく過ごせるように、一人の子どもだけではなく、周囲の子どもたちの様子にも留意する。

また、配慮の必要な子どもたちに対しては、日常的に来館しやすい環境を整え、子どもたちと共に育ち合う機会をつくる。

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 遊びや活動の中で見られる子どもの仲間関係や関わり、育ちや発達の状況に配慮し、育成や支援を行う。
- イ 子どもの持つ様々な不安や悩みを察知し、虐待等の早期発見に努め、適切な助言や支援をする。
- ウ 土曜日・日曜日（開館日）や学校休業日に自宅での孤食を避けるため、子ども同士で楽しく食事ができるように、小学生以上の子どもへ昼食場所を提供する。
- エ 子どもの様子等に留意し、問題や課題があると判断した場合は、必要に応じて保護者や学校・関係機関等と連携して、適切に対応する。

（４）子育て家庭への支援

子育て家庭に対して、児童館は様々な活動を提供し、職員は子育てに関する相

談活動を行い、楽しく子育てができるよう支援する。

また、子どもの様子や子ども同士の関係にとどまらず、子育て家庭が孤立しないように、親子関係、保護者同士の関係、家庭と地域との関係等に留意する。家庭状況や保護者と子どもの関係において気になる状況が生じた場合には、子ども家庭支援センター等専門機関と連携して適切に対応する。

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 楽しく充実した子育てができる場を提供する。
- イ 保護者同士の交流や仲間作り等を意識した働きかけをする。
- ウ 保護者の生活や子育てに対する思いを理解して、支援や相談活動を実施する。なお、支援や相談に際しては、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。
- エ 子どもの虐待防止に取り組み、保護者の子育てへの不安や課題には、関係機関等と協力して継続的に支援する。

（５）地域の子育て支援活動の拠点

児童館は、地域の子どもに関わる多くの人々と連携・協力し、子どもたちの成長を見守り、育成を支援する。

また、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域での連携・協力を通じて「子育て・子育てを支えるまちづくり」の拠点として、目黒区のコミュニティ形成の一端を担う。

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 子育てに関する機関（学校・幼稚園・こども園・保育園・子ども家庭支援センター・主任児童委員・民生児童委員・青少年委員等）や組織（住区住民会議・PTA・学童保育クラブ父母会・健全育成団体等）とのネットワークを築き、相互の連携を図る。
- イ 地域と一体になり、子どもの健全育成を進めるために、懇談会・学習会・情報提供等を行う。
- ウ 子育てに関わる自主的なグループの活動を積極的に支援する。
- エ 児童館事業や子育て支援に関心のある方々に、児童館ボランティアとして登録を促し、さらに地域の活動へつなげられるよう啓発する。

3 利用対象別対応の視点

児童館は、乳幼児、小学生、中高生、保護者を対象とした事業に取り組み、誰もが利用しやすい施設条件の整備や、参加しやすい活動のあり方を工夫する。

また、事業運営にあたっては、世代間のつながりを意識する。なお、地域における児童館の理解者を増やし、児童館ボランティアの登録を視野に入れ、子育て支援の輪を拡充していく対応の企画も大切である。

(1) 乳幼児への対応

乳幼児への対応では、直接的な乳幼児への関わりとともに、保護者同士の仲間づくりが大切である。

また、幼稚園やこども園・保育園等に在園する乳幼児と保護者への支援も重要な児童館の役割である。

さらには、地域の子育てに関する機関の職員や家庭福祉員（保育ママ）と連携することで、乳幼児親子の児童館利用につなげていく。

〔目的〕

- ア 乳幼児の心身の豊かな発達を支援する。
- イ 一人で子育てに悩む保護者をなくし、保護者同士のつながりを育てる。
- ウ 保護者が育児や子育て支援活動に積極的・主体的に関わり、楽しくいきいきと子育てができるように支援する。
- エ 自主的な育児グループの活動や結成を支援し、経験を児童館や地域に還元できるようにする。

〔主な取り組み〕

ア 日常活動

- (ア) 一般来館の乳幼児と保護者へ各部屋の利用と遊びの提供
- (イ) 自主的なグループ活動への支援
- (ウ) 育児相談、子育て支援
- (エ) 昼食場所の提供
- イ 乳幼児のつどい、子育て講座
- ウ 乳児活動（ベビー活動）
- エ 乳幼児クラブ（0歳児～3歳児）
- オ 幼稚園児等3歳児～5歳児の未就学児と保護者を対象とした活動
- カ 地域の幼稚園、こども園、保育園等や家庭福祉員と連携した事業の実施及び、週末等の親子での児童館利用の啓発
- キ 父親の育児参加事業の啓発

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 乳幼児の利用は保護者同伴とし、親子で共に過ごせるように環境整備や事業運営等に配慮し、支援する。
- イ 幼児遊戯室等の乳幼児が遊ぶ部屋は、成長発達に考慮した遊具や図書等を整備し、衛生管理及び定期的な点検を行う。
- ウ 活動が幼稚園等に入園前の乳幼児と保護者を対象とした内容に偏らないよう配慮する。
- エ ワーク・ライフ・バランス（子育てと仕事の調和）の視点から、働きながら子育てをする保護者が児童館活動に参加しやすいよう、内容や曜日・時間帯の設定と事業のPR等の工夫をする。
- オ 児童館活動への参加を通して、将来的な子ども像や子育ての見通しを持てるよう働きかける。
- カ 児童館事業への理解と信頼関係を築き、地域の幼稚園やこども園・保育園等の職員や家庭福祉員等の関係機関や組織と連携し対応する。
- キ 育児相談等に際して、的確な情報提供ができるように、必要に応じて他機関への紹介を行う。（「困ったときの相談窓口」等の案内パンフレット参照）
- ク 「最新版 申し送り事項からの変更点と確認事項について」を参照する。

（２）小学生への対応

小学生への対応では、遊びを通して子ども同士をつなげ、異年齢で関わって遊ぶことも大切にしながら、お互いに思いやる気持ちを育て、心身の成長発達を支援することが大切である。

また、保護者からは安全・安心な居場所として、児童館の存在が期待されている。

〔目的〕

- ア 安全で安心して遊べる心地よい居場所を提供する。
- イ 子どもが気軽にいつでも、自由な発想で遊びを広げ、楽しむ場所を提供する。
- ウ いろいろな遊びや活動を通して、子どもたちの心身の豊かな発達を支援する。
- エ 組織的な活動に参加させ、楽しみながら子どもたちの能力を引き出し、発展させて、情操豊かな人間性を養う。
- オ 子どもが心身共に健康に過ごすために、必要な支援を行う。

〔主な取り組み〕

※詳細は、事業形態別の項目を参照

- ア 日常活動
- イ 行事活動
- ウ クラブ活動
- エ 相談活動
- オ 児童館未整備地域事業（出張児童館・移動児童館）
- カ 地域活動
- キ ランドセル来館事業

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 児童館で楽しく過ごせるよう、子どもたちの状況に合わせた遊びと活動を提供する。
- イ 配慮が必要な子どもに対しては、子どもの様子に留意し、仲間関係や課題にも着目した支援をする。また、必要に応じて、保護者や小学校と情報共有し、連携・協力を図る。
- ウ 職員は、各部屋の運営で以下の点に留意する。
 - （ア）子どもとの信頼関係を築き、子どもの状況や思いを把握する。
 - （イ）子どもたちの安全管理のため、一緒に遊び、声をかけるなどの働きかけを通して、いろいろな遊びを紹介し遊ぶ楽しさを伝える。
 - （ウ）遊びや活動を展開するにあたっては、子どもたちの技術や遊ぶ力や学年等に配慮し、時には遊びを見守ることで、子どもたちの力を引き出す。
 - （エ）子どもの発達過程を踏まえ、子どもたち同士の関係を大切に育成支援を行い、お互いに認め合える関係をつくる。
 - （オ）子どもたちと継続的に関わるために、職員間で子どもたちの様子や状況を情報共有し、引き継ぎを行う。
- エ 小学生高学年の利用を促進し、中高生になっても児童館を居場所として利用できるように、活動の中で利用啓発を図る。
- オ ランドセル来館事業の運営は、「ランドセル来館確認事項」を参照する。

（３）中高生への対応

中高生が利用できる地域の身近な施設として、児童館が「居場所」のひとつとなり、利用を通して、自立を促しながら成長を見守ることが大切である。

また、「社会参画の機会」「職業や社会情勢に触れる機会」の提供や「成長を継続的に見守る仕組み」が必要である。

〔目的〕

- ア 仲間と遊び、語り合い、仲間関係を広げ育てることで、児童館を中高生にと

って、安心して利用できる身近な場所とする。

- イ 思春期の多感な年代の中高生が、気軽に相談できる取り組みを行う。
- ウ 自主、自立を尊重し、中高生が主体となる企画が実行できるよう支援する。
- エ 中高生の社会参画の機会をつくり、自立と成長を促す。
- オ 児童館や地域の中で、子どもたちのリーダーとして活動できるよう育成する。
特に、地域活動では、社会貢献の一環として位置づけ、参加を促す。

〔主な取り組み〕

- ア 中高生の居場所の拡充につながる活動
 - (ア) 日常来館の受け止め
 - (イ) 中高生タイム（中高生の部屋優先利用）
 - (ウ) 中高生独自事業（クッキング活動、スポーツ活動等）
 - (エ) 異年齢での関わりができる活動（乳幼児の親子、小学生との関わり）
- イ 中高生の社会参加・参画につながる事業
ティーンズ・フェスタ・イン・めぐろ、中高生情報誌めぐろう、中高生アンケート等
- ウ 中学校・高校に向けての児童館中高生活動の啓発と事業連携・協力
職場体験、ボランティア体験の受け入れ等
- エ 地域の子育てに関する機関や組織等と連携・協力した取り組み

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 運営指針で使用する「中高生」とは、「中学生」「高校生」のほかに高校等へ進学・通学していない18歳未満の児童をいう。
- イ 中高生に対して児童館の利用を周知するとともに、居場所を求めて来館する中高生を受け止め、職員との信頼関係を築きながら関わりを深め、成長を支援する。
- ウ 中高生のニーズを聞き、興味・関心を引き出しながら、受け止める工夫を行う。（開館時間・活動時間の延長、中高生専用ルーム、音楽活動やスポーツ活動等）
- エ 日常活動や行事活動の中で、中高生が小学生たちの憧れの存在・リーダーとして、活躍できるように遊びや活動を展開する。
- オ 中学校、高校との連携・協力により、児童館での社会参画の機会を設け、相互理解を深め、信頼関係の構築に努める。
- カ 地域等に、中高生活動の理解と協力を求めるとともに、中高生を地域の活動へつなげる。

(4) 障害のある子どもへの対応

障害のある子どもへの対応について、職員は子どもや保護者の思いを理解し、児童館を利用できるよう適切な配慮と環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。

利用に際しては、保護者と丁寧に話し合いを重ね、信頼関係を築き、子どもの発達状況やニーズに合った適切な支援となるよう、情報交換に努めることが大切である。

なお、平成 28 年 4 月より施行される障害者差別解消法では、国・地方公共団体等は、障害を理由として差別されることがないように必要かつ合理的配慮を行うことが義務付けられている。障害者に対応した法令等は、「発達障害者支援法（平成 17 年 4 月施行）」「障害者基本法（平成 23 年 8 月改正）」

「障害者虐待防止法（平成 24 年 4 月施行）」「障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）」「障害者の権利に関する条約（平成 26 年 1 月締結）」等、この 10 年間に大きく改善された。

〔目的〕

- ア 障害児対応事業を工夫して実施することで、障害のある子どもが児童館を放課後の居場所のひとつとして利用しやすくする。
- イ 障害のある子どもが、児童館の子どもたちとの関わりを深めるとともに、お互いが地域の中で、豊かに育ち合えるように支援する。
- ウ 子どもの保護者の気持ちに寄り添いながら、保護者の意向を把握し、一人ひとりの子どもの状況に応じた児童館の利用を工夫する。
- エ 子どもや保護者が地域社会で生活を広げていけるよう、地域と連携した継続的な支援に努める。

〔主な取り組み〕

- ア 障害児対応事業「あそびのつどい」（障害のある子どもへの理解を深める活動）
- イ 日常活動での受け止め
- ウ 保護者支援
日常的な懇談・相談、保護者懇談会の実施等
- エ 関係機関との連携
目黒区障害者支援協議会子ども部会への参加、「困った時の相談窓口」等の案内パンフレットの作成等
- オ 児童館利用ガイドの作成
- カ 特別支援学校、学級、教室との懇談・連携

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 身辺自立、社会性の発達、コミュニケーションの観点から、子どもの状況を把握し、あそびのつどいや日常活動が楽しく過ごせるように、活動の工夫や対応を行う。
- イ 児童館の施設環境等への理解を求め、バリアフリーが整っていない場合は、子どもや保護者の意向を把握しながら、利用できるよう工夫と配慮を行う。
- ウ 日頃から保護者が相談しやすい雰囲気をつくり、子どもの状況を職員全員で把握し、保護者との信頼関係を築く。
- エ 「困った時の相談窓口」等を活用し、保護者からの相談や助言につなげる。
- オ 各専門機関等と連携し、障害等のある子どもの継続的な支援ができるよう保護者と一緒に考える。
- カ 児童館を利用してきた子どもが、18歳以降も地域の居場所として児童館を利用する場合、児童館の運営を担う社会貢献の一環として、児童館ボランティアの登録を行い、利用の継続に配慮する。

（５）保護者への対応

保護者への対応では、子どもの成長や発達の様子を職員と共有し、児童館事業を理解してもらうことが信頼関係を築く上で大切である。

また、児童館活動を通し、保護者同士の交流を図り、地域の中で関わりが持てるよう活動の機会を提供していくことも必要である。

〔目的〕

- ア 保護者の子育てや児童館利用に対する要望を把握し、楽しく子育てができるように支援する。
- イ 保護者の孤立を防ぎ、児童館での保護者の仲間づくりを意識して支援する。
- ウ 保護者に児童館での子どもの様子を伝え、様子を見てもらうことで、児童館活動への理解を得る。
- エ 保護者同士をつなげ、地域全体で共に子育てをする環境をつくれるように支援する。
- オ 児童虐待防止に取り組み、保護者の子育てへの不安や課題には、関係機関と協力して継続的に支援する。
- カ 保護者が児童館活動への参加を通じて、地域の健全育成事業にも関心を広げ、PTAや住区住民会議等での活動に関わることで、子育てに関するネットワークが築けるように支援する。

〔主な取り組み〕

ア 児童館活動の周知

- （ア）毎月の児童館のおしらせの内容、配布先、掲示場所や期間の工夫
- （イ）行事活動・クラブ活動等のイベントニュース（不定期）・個別のおさそいの発行や配布
- （ウ）ふらっとネットワークの開催と参加の呼びかけ

イ 親子で参加できる行事や子育て講座の企画・運営

ウ 日常的な子育て支援や相談活動

エ 地域との共催事業への参加や協力の呼びかけ

〔留意点及び配慮事項〕

ア 児童館が保護者にとって心地よい居場所になるとともに、保護者の孤立を防ぐために、職員が仲間づくりを意識して働きかけ、保護者同士が子育てを共に支え合えるよう支援する。

イ 児童館の意義や事業目的、施設条件による部屋の利用方法等を丁寧に説明し、保護者に理解が得られるようにする。

ウ あいさつや声かけを通して、親子で気軽に遊べる場所になり、児童館での子どもの様子を伝えたり、子育て相談にのったりする中で信頼関係を築き、保護者も無理なく児童館活動や地域に関わっていけるよう働きかける。

エ 必要に応じて電話やおたより等の個別のお誘いを行い、児童館での子どもの様子を伝え、児童館活動への参加や理解を促す。

オ 親子行事の開催にあたっては、保護者が参加しやすいよう、内容や曜日・時間帯に留意する。

カ 地域の活動に保護者がかかわることができるよう、地域の情報の収集・発信を行う。

キ 日々の関わりの中で、保護者の子育ての悩みに気づき、職員からアプローチするとともに、保護者からの相談については丁寧に対応する。必要であれば、他の機関を紹介し、連携して適切に対応する。

ク 保護者の相談内容については、職員全体で課題を共有し、その後の対応についても職員全体で確認しながら行う。

なお、相談に際しては、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

ケ ふらっとネットワークの運営については、「目黒区児童館・学童保育クラブにおけるネットワーク事業」を参照する。

（６）ボランティアへの対応

児童館ボランティアは、児童館活動へ興味・関心を持ち、自発的意思に基づいて登録したり、児童館を利用してきた子ども達が青年として成長し、登録したりする等である。児童館におけるボランティアの受け止めは、児童館への理解者を増やしていくとともに、地域社会の中でもボランティアとして活動できるよう育成や支援をしていくことが大切である。

〔目的〕

- ア 児童館を利用する子どもたちが、利用対象年齢を過ぎた後に、児童館ボランティアとして活動できるよう育成や支援をし、成人となっても児童館や地域とのつながりを継続できるようにする。
- イ 地域の方が児童館ボランティアとして、児童館活動に参加できる場を提供する。
- ウ 児童館活動への参加を通して、大人同士をつなげ（橋渡しの役割）、大人自身も地域の中で楽しめる活動を提供する。

〔主な取り組み〕

- ア 児童館ボランティアの育成と支援
- イ ボランティアの特技や専門分野、協力を活かした児童館事業の設定
- ウ 児童館ボランティアと地域をつなげる取り組み（橋渡しの役割）

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 児童館ボランティアとして活躍したい地域の方を発掘し、受け止めていく。
- イ 個人情報への配慮や、子どもの人権を守ること（子どもへの態度、言葉遣い等）等について、児童館の考え方を丁寧に伝える。
- ウ 児童館の対象年齢を過ぎた「配慮を必要とする利用者」については、児童館ボランティアとしての自覚を促し、本人のできる役割を職員も一緒に考え、受け止め、居場所づくりにつなげる。
- エ 地域団体（住区やPTAや学童保育クラブ父母会等）や、利用児童の保護者として児童館事業へ運営協力する場合は、児童館ボランティアの登録の対象とはしない。
- オ ボランティア活動の四原則を守り、無理のない範囲で関わられるようにする。
（東京ボランティア市民活動センター発行パンフレット参照）

4 事業形態別活動

児童館は、利用対象別対応の視点を踏まえた上で、事業の展開を図る。従って、子どもや保護者、地域の状況を分析し、目的に応じ、事業計画を立案する。

(1) 日常活動

児童館の各室、設備、道具を利用して、子どもたちが自らの欲求や意欲に基づいて、仲間と折り合いをつけながら、児童館内外で取り組む遊びや活動を児童館活動の根幹とし、その活動を日常活動という。

〔目的〕

- ア 児童館が子ども、保護者にとって心地よい居場所にする。
- イ 好きな遊びや活動を楽しむ場とする。
- ウ いろいろな遊びや活動を準備し、遊びの楽しさを伝えるとともに、子どもの遊びへの意欲を引き出す。
- エ みんなで遊ぶ楽しさや、仲間への思いやり、判断力、自立心、想像力等、豊かな情操を育てる。
- オ 遊び仲間を広げる場とする。
- カ 伝承遊び等を通して、技術や文化の伝承を進める。

〔主な取り組み〕

- ア 各部屋での遊びの展開
 - (ア) 遊戯室、図書室、音楽室
ボードゲーム等の静的遊び、読書、楽器遊びを中心とした活動
 - (イ) プレイルーム
ボール遊び等の動的遊びを中心とした活動
 - (ウ) 図工室
木工作や紙工作、手芸等の工作活動
 - (エ) 幼児遊戯室
乳幼児連れの保護者が専有できる部屋及びスペース
- イ 館外での遊びの展開
近隣の校庭(ランドセル広場)、公園等を利用した遊び
- ウ みんなであそぼうタイム等
 - (ア) 子どもの思いを受けて行う遊び
 - (イ) 職員が意図して子どもに提供する遊び
- エ 遊びの種別(種類や時間を設定した遊び)
一輪車タイム、卓球タイム、一年生タイム、はねつきタイム等

- オ 昼食場所の提供
- カ ランドセル来館事業

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 部屋ごとに担当の職員を配置し、子どもたちに心地よい空間をつくる。
子ども一人ひとりを丁寧に受け止めていくことを基本とする。また、児童館で遊ぶ子どもたちの遊びを見て楽しむことも受容する。
- イ 部屋活動では、限られたスペースの中で、利用方法を工夫し、子どもたちが気持ちよく利用できるよう配慮する。
- ウ 遊びを決める場合には、人数や子どもの状況を踏まえ、子ども同士の関わり合いを大切に、話し合いや譲り合いをしながら、遊びを考えていくよう働きかける。
- エ 0歳から18歳未満までの異年齢集団の中で、子ども同士の教え合い、思いやり等を大切にし、仲間づくりを意識して働きかける。
- オ 図工室では、物のつくり方や道具の使い方、材料の大切さ、自分でつくったもので遊ぶ楽しさを伝え、子どもの発想力や創造力を大切にする。
- カ 伝承遊びや音楽遊びでは、伝統技術の教え合いや教え合いのできる遊びを企画する。
- キ 遊びの種別は、子どもの状況に合わせて、目的やねらいを明確にして、種別遊びを設定する。
- ク 遊びや活動の過程で生じる問題や課題は、子ども自らが解決できるよう援助する。
- ケ 日常遊びでは、クラブ活動や行事活動へ展開できるように、遊びの将来を展望した運営や子どもたちへの支援をする。
- コ 館外活動は、子どもたちの生活している児童館周辺の地域状況や環境を把握し、近隣の校庭開放や公園を利用した遊びや活動を行う。
- サ 小学生以上の昼食利用は、安全面や衛生面、子どもの誤食を避ける等の理由から職員の配置と対応に努める。

（2）行事活動

テーマを持って意識的に準備し、利用者の対象別にねらいを持って取り組み、日常活動の集約と活動の節目となる活動を行事活動という。

〔目的〕

- ア 行事活動は、子どもたちの自発的な取り組みを尊重し、企画や計画段階から参加させ、みんなで協力して作り上げる共同作業を意識し、達成感や充実感を体

験する。

- イ 活動を通して仲間づくりを進め、児童館の楽しさを伝え、日常の来館につなげる。
- ウ 保護者や地域の方に行事活動への参加や協力の機会をつくり、子どもたちが様々な世代の人と触れ合う機会をつくり、児童館活動の理解を広げる。

〔主な取り組み〕

- ア 全体行事
児童館まつり・一年生歓迎会・平和祈念行事・地域やボランティアとの連携・協力行事等
- イ 例月行事
テーマ工作・クッキング・あそびのつどい・読み聞かせ会・季節行事・外遊び等
- ウ 日常の遊びや子どもの意見や発案に基づいた行事
- エ 行事に関わる子どもたち、保護者、関係団体との話し合い及び準備活動
- オ 館外活動

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 児童館として、なぜその行事に取り組むのか、目標や目的を明確にする。
- イ 子どもたちが何に興味を持っているのかを把握し、計画に取り入れられるように意見や要望を聞く機会を設け、行事や内容に反映させる。
- ウ 子ども同士が関わりを持ち、協力し合えるよう職員が声かけ等を行う。
- エ 行事を通して、活動する子どもたちの姿や活動内容を保護者に見てもらい、児童館活動や子どもたちへの理解が深まるように働きかける。なお、地域等とは、必要に応じて、連携・協力する。
- オ 行事に取り組む場合は、各部屋の機能を活かして、部屋同士の連携を図る。
活動により一般利用に制限が生じる場合は、事前に利用者へ周知と理解を得る。

（３）クラブ活動

子どもたちの興味・関心や職員の意図的なねらいをテーマとして、組織的・継続的に取り組む活動をクラブ活動という。

〔目的〕

- ア 共通の目的を通して、仲間関係を築く。
- イ 興味・関心を引き出し、仲間と一緒に創意工夫して活動する。
- ウ 活動を通して、楽しさや満足感、達成感を引き出す。

エ 集団活動を通して、自主性や社会性、豊かな人間性をはぐくむ。

〔主な取り組み〕

- ア クラブ活動の展開
太鼓クラブ、編み物クラブ、実験クラブ等
- イ クラブ活動を通して、地域団体との関わりをつくる。
地域活動や行事等への参加
- ウ クラブ活動を通じた児童館活動への参加
- エ クラブ活動を通じた保護者との関わりをつくる。
懇談会の開催、ニュースの配布等

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 技術の習得や向上だけではなく、みんなで協力し、ひとつのことを成し遂げることを大切にする。
- イ 取り組みの成果を、児童館や地域の中で発表する機会をつくる。
- ウ クラブ活動での子どもの様子を伝え、保護者の児童館事業への関わりを促す
- エ 地域で活躍する方々の特技等を活かした活動も視野に入れ、地域からの協力者に依頼する場合は、クラブ活動のねらいや、子どもたちの興味・関心・ニーズ等を伝え調整する。

（４）相談活動

様々な悩み等を抱えている子どもや保護者の心の負担の軽減を図るために、職員が、傾聴・共感・受容に努め、聞き役や話し相手となり、必要に応じて専門機関と連携・協力等を行うことを相談活動という。

〔目的〕

- ア 子どもや保護者、子育て家庭の孤立を防ぐ。
- イ 子どもや保護者の生活や子育てに関する悩みを受け止め、必要に応じて専門機関と連携・協力等を図り、解決へ導く。

〔主な取り組み〕

- ア 児童館を利用する、乳幼児の保護者、小学生から中高生の子どもとその保護者への対応（傾聴・共感・受容）
- イ 学校や地域と連携・協力し、子どもたちの現状の情報交換や問題や課題についての懇談会の実施
- ウ 事例によっては、関係機関（子ども家庭支援センター・児童相談所等）と連携

- した問題・課題の改善や、必要に応じた保護者への適切な専門機関の紹介
- エ 職員間における、気になる子どもや保護者についての情報共有
- オ 主任児童委員等との、子どもや保護者に関わる情報交換や情報共有

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 日頃から子どもや保護者と話す機会を設け、子どもや保護者の孤立を防ぐために、話しやすく相談しやすい関係づくりに努める。
- イ 子どもや保護者の様子に留意し、様々な形で発信される兆候を見逃さずに、問題や課題の早期発見に努める。
- ウ 悩んでいる子どもや保護者の話を傾聴、受容し共感することを大切にする。
- エ 相談内容を記録し、職員間で共有する。なお、相談に際しては、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。
- オ 相談内容によっては、必要に応じて、関係機関につなげ、連携・協力をする。
- カ 主任児童委員が児童館に設置している「ふれあいボックス」について、必要に応じて主任児童委員との連携を図る。

（５）児童館未整備地域事業（出張児童館・移動児童館）

目黒区の一住区一児童館構想の早期実現を願い、未整備住区に児童館が建設されるまでの間、未整備住区の学校・公園・住区センター等の施設を利用して近隣児童館が実施する事業を児童館未整備地域事業という。

〔目的〕

- ア どの地域の子どもたちに対しても公平な育ちの場を提供するために、児童館未整備地域に出向いて児童館事業を行う。
- イ 児童館活動のＰＲを行い、楽しさを伝え、児童館利用の促進を図る。
- ウ 地域の子どもに携わる団体や大人と連携し、子どもの健全育成と居場所づくりに努める。

〔主な取り組み〕

ア 出張児童館

近隣の児童館未整備地域に出向き、児童館の楽しさを伝える活動を実施し、児童館活動のＰＲも行う。

イ 移動児童館

西部地区の児童館の整備状況から平成元年より、緑が丘児童館において移動児童館事業が実施され、専用車に遊具や書籍等を積み、地域を巡回し、児童館の代替機能を果たす役割を担っている。

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 地域の状況を把握しながら、対象年齢に偏りが生じないように事業を運営する。
- イ 児童館未整備地域内の学校・公園・住区センター等を出張児童館・移動児童館を行う場所とし、地域と連携しながら、事業展開を行う。特に、学校との連携は重要であり、事業への理解を求め、学校施設の利用協力を依頼する。
- ウ 出張児童館・移動児童館の実施運営にあたっては、児童館全体の事業運営を考慮しながら、各児童館でその事業を工夫して進める。
- エ 近隣児童館や当該地域の単独学童保育クラブ、民営学童保育クラブと連携を図って進める。
- オ 当該住区住民会議や地域で活動する健全育成団体、主任児童委員、民生児童委員、地域の保護者等と情報交換や情報共有を図る。また、未整備地域に児童館が日常的に関わることが難しいため、地域の子どもの居場所について、地域と共に考えていく機会をつくる。

（６）地域活動

子どもが安全・安心に過ごすことができるように、保護者や地域の方々と連携・協力しながら、子どもの育ちを支える地域活動を活性化させ、地域の子育てネットワークづくりに努めていくことを地域活動という。

〔目的〕

- ア 子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域の中で協同・協働の輪をつくる。
- イ 地域社会全体で一人ひとりの子どもの育ちを支え、地域の子育て力が向上するよう支援する。
- ウ 地域の関係機関や関係組織等との関わりを深め、子育てネットワークを築く。

〔主な取り組み〕

- ア 地域活動への参加
- イ 関係機関や組織との懇談会の開催
- ウ ふらっとネットワークの開催
- エ 地域の健全育成団体の支援
- オ 子ども青少年事業担当者連絡調整会の開催
- カ 児童館目的内利用の受け入れ

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 地域の子育てネットワークが築けるよう、小学校・中学校や住区住民会議、学

- 童保育クラブ父母会等、地域の関係機関や組織との連携・協力を強化する。
- イ 地域教育懇談会・住区住民会議・既存の地域の懇談会等に積極的に参加する。
 - ウ 児童館で懇談会を実施するにあたっては、子どもたちの様子や課題について、情報や対応策を共有する。なお、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。
 - エ 学習機会や体験活動、交流活動等を通して、地域の大人と子どもの関わりが深まるよう支援する。
 - オ 地域に向けて、情報発信の内容や方法を工夫する。

(7) 子育てふれあいひろば（地域子育て支援拠点事業「ひろば型」）

子育てに関わる保護者同士の交流や不安、悩みについての相談、子育て情報の発信を通して、乳幼児の健全な育成を図る事業を子育てふれあいひろばという。

子育てふれあいひろばは、区内に8ヶ所（保育園内7ヶ所、児童館内1ヶ所）あり、児童館においては、児童館機能を活かしながら、上目黒住区センター児童館内で実施している。

〔目的〕

- ア 乳幼児、保護者同士の交流を図り、悩みを語り合い、お互いに支え合いながら楽しく子育てができるよう支援する。
- イ 一人で子育てに悩む保護者をなくし、気軽に相談ができる環境をつくる。
- ウ ワーク・ライフ・バランス（子育てと仕事の調和）が実現できるよう、母親だけでなく父親も参加できる事業の充実を図る。また、事業を通して、父親の育児参加の啓発や父親同士のつながりを地域で深める。
- エ 子育てに関する講座の開催と、目黒の子育て情報の発信を行う。
- オ 子育てに関わる自主グループの活動や自主グループ相互の連携を支援する。

〔主な取り組み〕

- ア 一般来館の乳幼児（2歳児まで）と保護者に対する遊びの提供
- イ 育児・子育て相談
- ウ 乳幼児活動
- エ 子育て情報の収集と発信
- オ 行事活動
- カ 子育て講座の開催
- キ 自主サークル及びボランティアに対する支援
- ク 地域活動への参加

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 区内全域を利用対象としているため、区内児童館・学童保育クラブと連携し、切れ目のない支援を行う。
- イ 0歳児から2歳児までの子どもと保護者が安心して遊べる遊具等を整備し、くつろげる環境をつくる。
- ウ 利用者の要望を的確に把握して、必要な情報を収集し発信する。
- エ 保護者との信頼関係を築き、気軽に相談ができる関係をつくる。
- オ 子ども家庭支援センターや子育て支援施設等と連携・協力を積極的に行い、区内の子育てネットワークの充実に努める。
- カ 保育園子育てふれあいひろばと連携・協力する。
- キ 子育てふれあいひろば事業とは、国における「地域子育て支援拠点事業」のことである。詳細は下記を参照する。
 - (ア) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成26年5月29日付）
 - (イ) 地域子育て支援拠点事業 実施要綱
 - (ウ) 目黒区子育てひろば事業実施要綱
 - (エ) 目黒区立児童館で実施する子育てひろば事業実施要綱

5 児童館の危機管理

第1章 2 児童館・学童保育クラブの危機管理 参照

第3章 学童保育クラブ保育指針

1 学童保育クラブの目的

目黒区の学童保育クラブは、区内在住または在学の小学1年生から3年生まで（障害のある子どもは6年生まで）を対象とし、保護者の疾病または就労等により、昼間家庭での適切な保護・育成ができない家庭に、下記の3点を目的に運営する。

- （1）子どもの安全・安心な生活の場を確保する。
- （2）子どもの生活と遊びを支援することで、子どもの健全育成を図る。
- （3）保護者が安心して働き続けるために、子育て家庭の就労等を支援する。

2 学童保育クラブの役割と機能

（1）共働き・ひとり親家庭等の子どもたちの放課後及び学校休業中の生活を保障する

学童保育クラブは、共働き・ひとり親家庭等の理由から、保護者が恒常的に家庭にいない子どもたちの生活の場であり、子どもの権利に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行うことが必要である。

また、遊びや仲間同士の関わりの中で、自主性・社会性・創造性を養い、基本的な生活習慣の習得や、自立に向けての年齢・発達段階に応じた支援を行う。異年齢の集団生活の中で相手を思いやり、支え合い、学び合う体験等、様々な体験を通して健やかな成長発達を促す。

（2）共働き・ひとり親家庭等の親の働く権利を支援するとともにワーク・ライフ・バランスを推進する

学童保育クラブは、子どもの生活、活動状況を家庭に伝え、保護者と共感を持つことで信頼関係を築き、ワーク・ライフ・バランス（子育てと仕事の調和）の実現を目指し、保護者が安心して働き続けるための役割を担う。

また職員、は働きながら子育てをする保護者の気持ちに寄り添い、身近な相談相手となり、保護者が安心して子育てに向き合えるよう支援することで、児童虐待防止の啓発を行う。

学童保育クラブの開所日・開所時間は、できる限り保護者の勤務日・勤務時間等に配慮する。土曜日・長期学校休業日、さらに感染性疾患による学校・学年・学級閉鎖や自然災害（台風等）による臨時休校や時差登校等にも対応する。

（3）家庭・地域・学校と密接に連携・協力を図り、子育てネットワークの一端を担う

学童保育クラブは、家庭・地域・学校とそれぞれの責任と役割を明確にしながら、共に連携・協力して子育て家庭を支援する。家庭・地域・学校との情報共有

や情報交換に際しては、個人情報保護や秘密保持について十分な配慮を行い、信頼関係を築きながら、地域の子育て・子育て等の問題に適切に対応する必要がある。

また、学童保育クラブの卒所後は、地域の中で子ども達が生活していくことから、事故・犯罪・災害等から守るため、地域と連携・協力して安全を確保していく取り組みを通して、地域コミュニティ形成の一端を担う。

さらに、児童虐待や、特に配慮を必要とする子どもに対して、福祉的支援や発達・発育に専門的支援が必要な場合は、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関や学校と連携を図り、対応することも大切な役割である。

3 活動内容

学童保育クラブは、目的・役割・機能を踏まえた上で、子ども・保護者・地域の状況を分析し、13項目の活動内容に基づいて、育成支援を行う。

(1) 学童保育クラブでの遊び

学童保育クラブでの遊びは、身体的行動力を促進させ、いたわりや思いやりの心をはぐくみ、子どもの成長にとって、大きな役割を果たしている。

子どもたちが異年齢の中で、自発的、個性的、創造的な遊びをしながら、仲間との結びつきを深められるように、遊ぶ時間を確保する。

〔目的〕

- ア 遊びを通して、子どもの情緒の安定を図る。
- イ 遊びを通して、子どもが仲間関係を築き、職員と信頼関係を築くことで学童保育クラブに楽しく通えるように支援する。
- ウ 異年齢集団の遊びを通して、いたわりや思いやりを持ち、お互いを認め合える関係を育てる。

〔主な取り組み〕

- ア 自由遊び
- イ 職員が意図して展開する遊び

〔留意点及び配慮事項〕

- ア いろいろな遊び（伝承遊び等）を提供し、遊ぶ楽しさを伝え、学童保育クラブに通う意欲を高める。
- イ 職員は、子どもの成長発達に適した遊びを展開し、子どもたちと一緒に遊び、時には見守りながら、一人ひとりの個性を理解し、きめ細かな対応を行う。
- ウ 自由遊びでは、子どもの自主性を尊重し、一人遊びを受容する。遊びを通して、仲間関係を組み立て、自信と意欲を引き出せるよう支援する。
- エ 集団遊びを展開する場合、子どものやりたい、やりたくない気持ちを尊重し、また、年齢差や体力差等に配慮する。
- オ 集団遊びでは、子ども同士のつながりを大切に、仲間関係を深められるよう助言する。また、子ども同士でチームプレイや作戦を考える等、仲間を意識させる機会をつくる。
- カ 安全・安心に遊びを楽しむために、遊ぶ時間や場所を確保し、環境整備や遊具類の安全点検を行う。

キ 子ども一人ひとりの思いに寄り添い、興味・関心を探りながら、子ども自身が遊びを自由に組み立てられるよう支援する。

（２）館外活動

館外活動は、地域の遊び場を発見し、遊びの選択肢を増やしていく機会をつくる。

また、活動場所への移動では、交通ルールを守り、交通機関等を利用する等、社会体験を通して、社会性が身につくようにする。

〔目的〕

- ア 活動場所は、地域の身近な公園、校庭等で行い、地域を知る機会とする。
博物館や科学館等の公共施設を見学し、学習体験や社会体験の機会とする。
- イ 活動は、四季折々の中で行い、自然と触れ合いながら感性を豊かにする。

〔主な取り組み〕

- ア 活動内容
外遊び、遠足、デイキャンプ、区内学童保育クラブとの交流等
- イ 活動場所
公園、児童館、ランドセル広場、校庭開放、公共施設等

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 日常活動の中で、地域で利用可能な公園や施設（豊かな自然が享受できる場所や安全・安心に遊びができる場所）等を調査し、積極的に館外活動を取り入れる。
- イ 公園等で遊んでいる子どもたちへ誘い掛け、一緒に遊ぶことで交流を図り、仲間や遊びの広がりを持たせる。
- ウ 入場料や交通費がかかる場合は、保護者の金額負担が大きくなるよう配慮する。
- エ 公共施設や交通機関を利用する場合は、公共マナーを事前に子どもと確認する。

（３）自然に親しむ活動

学童保育クラブは、子どもたちが情緒豊かに育つよう、季節が感じられる植物の栽培や、生き物を観察する機会を取り入れ、生命の大切さを体験する。

〔目的〕

- ア 公園や遠足等へ出かけ、四季の変化を感じ、感性を育てる。

イ 自然観察や飼育、栽培等を体験して、生命の大切さを学ぶ。

〔主な取り組み〕

ア 日常活動や館外活動では、必要に応じて自然と触れ合う活動を企画する。
自然観察、草花遊び、昆虫採取、飼育、栽培等、ジャガイモ掘り等の収穫体験等

〔留意点及び配慮事項〕

ア アレルギーや衛生面に配慮した活動を計画し、生き物に触れ合える機会をつくる。
イ 飼育、栽培する際は、子どもたちの意見を尊重し、子どもたちが主体的に関わることで、生命の大切さを体験させる。
ウ 飼育、栽培する際は、生命あるものということに留意し、子どもたちに生命の大切さを伝える。

（４）創造活動

学童保育クラブは、子どもの発達段階に応じて、創造する楽しさを深め、自由に表現する楽しさを体験できるような活動を計画する。

〔目的〕

ア 物づくりを通して、喜びや楽しさを体験し、子どもたちの豊かな発想を育てる。
イ 自由な表現活動を通して、子どもたちの思考力や想像力を養う。

〔主な取り組み〕

ア 日常的な活動
自由工作、テーマ工作、ブロック遊び、メッセージカードづくり等
イ 行事に向けての活動
お楽しみ会等の活動企画（手作りコーナー、縁日等の品物制作）

〔留意点及び配慮事項〕

ア 子ども感性や発想を大切に、創造活動を計画する。
イ 子ども同士が、お互いの発想を認め合えるようにする。
ウ 行事に向けた活動では、目的・役割・取組みの見通しをわかりやすく子どもたちへ伝え、活動に主体的に関われるよう支援する。
エ 物づくりは、子どもたちと共に楽しむ気持ちを持ちながら、作り方を工夫したり、安全面に配慮した素材や道具を選定する。

(5) 行事活動

学童保育クラブの行事は、子どもたちが主体的に取り組み、伝え合い、教え合い、学び合いを経験しながら、子どもたちの生活が豊かになるよう取り組む。活動を通して、達成感を得ることで、自信と思いやり、人と関わる力等を育てる。

〔目的〕

- ア 子どもたちが行事を通して、仲間と協力し、教え合うことや主体的、計画的に進められるよう支援する。
- イ 保護者に家庭では見ることができない子どもたちの仲間関係を知ってもらう機会とする。また、保護者同士の交流や職員と保護者がつながる機会とする。
- ウ 地域の子どもたちや大人と交流する機会を通して、地域における子どもの見守り活動につなげる。
- エ 日本の伝統的、文化的、季節的行事を体験し、子どもたちの豊かな生活をはぐくむ。

〔主な取り組み〕

- ア 日常の遊びを集約発表の場とした行事
誕生会、ゲーム会、クラブまつり等
- イ 伝統的、文化的、季節的行事
伝承遊び、節分、七夕、平和祈念行事等
- ウ 地域にある行事や地域との関わりを広げる行事
住区まつり、児童館まつり、地域の季節行事、地域開放事業等
- エ 保護者との関わりを深める行事
新入生歓迎会、親子交流会、連合スポーツ大会、卒所式等

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 子どもたちの発達段階に適した活動を計画的に取り入れる。
- イ 活動を通して、子どもの興味・関心を引き出し、仲間関係を広げながら、自主的に取り組めるよう支援する。
- ウ 行事活動では、取り組む過程を大切に、準備・練習を重ねた子どもたちが、達成感を味わえるよう支援する。
- エ 伝統的、文化的、季節的行事は、継承されてきた行事の持つ意味を知り、その伝承について、子どもたちが楽しみながら理解できる体験の場とする。
- オ 卒所後の生活を見据え、卒所した子どもたちにも学童保育クラブの行事等に参加を呼びかけ、異年齢間のつながりを深める。
- カ 保護者や地域に行事の目的や主旨を伝え、参加してもらえるよう働きかけを行

い、保護者と地域がつながる機会とする。

(6) 社会性や自主性を高める活動

学童保育クラブの生活で、子どもが仲間関係をつくりながらコミュニケーション能力を育て、自発的に考え、行動できるように支援し、社会性や自主性を身につける。

〔目的〕

- ア 子どもたちが集団生活の中で協力し合って過ごす力を養う。
- イ 子ども一人ひとりが興味・関心・意欲を持ち、自発的に行動できる力を育てる。

〔主な取り組み〕

- ア 社会性を高める活動
話し合い活動、当番活動、班活動、館外活動
- イ 自主性を高める活動
遊び、行事活動、学習

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 集団生活を送るために必要な約束や役割の大切さを丁寧に伝え、子どもたちと一緒に考える。
- イ 話し合い活動等は、子どもたちがお互いを認め合い、みんなで考えて決めていくよう働きかける。また、少数意見も反映されるよう配慮する。
- ウ 自発的に考え、行動したことの成果を認め合い、次への意欲につなげる。
- エ 子どもたちに、めあて、見通しを持たせ、学童保育クラブの生活や取り組みの中で学年ごとの役割を意識する等、子どもが主体的に行動する力を引き出す。

(7) 基本的生活習慣を身につける活動

学童保育クラブの生活を通して、日常生活に必要な基本的生活習慣（あいさつや正しい言葉づかい等）を身につける。

〔目的〕

- ア 日常生活や卒所後の生活を見据え、家族や社会の一員としての役割が担えるように、一人ひとりの生活力を高める。
- イ 日常活動において、集団生活におけるマナー、あいさつ、正しい言葉づかい等を身につける。

〔主な取り組み〕

- ア 身辺自立
衣服の着脱及び調整、ロッカー等の自分の身の回りの整理整頓等
- イ 衛生面の自立
手洗い・うがいの習慣づけ等
- ウ 当番活動
おやつ準備、片づけ、掃除、あいさつ係等
- エ おやつや食事に伴う活動
調理活動、テーブル拭き、おやつの配膳、食事マナー、後片づけ等
- オ 道具、遊具の後片付けや整理整頓
- カ 日常のあいさつ・言葉づかい

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 基本的な生活習慣を身につけることが、心身の健康と豊かな生活につながることを、子ども自身に理解させ、日々の積み重ねの大切さを伝える。
- イ 様々な場面や機会を、「基本的な生活習慣を身につける活動」ととらえる。
- ウ 学童保育クラブでの生活が、家庭生活と連動するよう、保護者と連携する。

(8) 学習とその習慣づくりの活動

子どもたちが宿題や学習等を自発的、継続的に取り組めるよう環境を整備し、習慣づくりに必要な支援を行う。

〔目的〕

- ア 子どもが自発的に学習に取り組める環境整備と学習意欲を育てる。
- イ 日常生活や卒所後の生活につながる学習の習慣づけを行う。

〔主な取り組み〕

- ア 学習時間の設定
- イ 学習環境の整備

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 学習時間や学習場所については、放課後、長期休業中等、子どもたちの状況に応じて設定し、落ち着いて取り組める環境をつくる。
- イ 子どもたちが自主的に取り組めるよう、適切な言葉かけや動機づけを行う。また、学習習慣の定着を図るため、卒所後を見据えて保護者と連携する。
- ウ 子どもの「知りたい、調べたい」という興味・関心や好奇心を受け止め、学習意欲へとつながるよう支援する。

エ 学習面の個別課題は、保護者や学校と相談し、必要な支援を考える。

(9) 児童館との関わり

日常的な児童館利用や、児童館の行事やクラブ活動等を通して、地域の子供達と一緒に過ごし、仲間関係を広げ、豊かな生活体験を味わう。また、卒所後に放課後の居場所として、児童館が利用しやすくなるよう支援する。

〔目的〕

- ア 児童館が子どもたちの居場所のひとつになるようにする。
- イ 地域の子供同士、保護者同士の仲間づくりの場とする。

〔主な取り組み〕

- ア 日常活動
自由遊び時間に各部屋を利用して遊びや活動参加
- イ 行事活動等での共催及び連携・協力
児童館まつり、平和祈念行事等
- ウ 事業における相互協力
乳幼児活動、あそびのつどい、ふらっとネットワーク、単独学童保育クラブ
地域開放事業等

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 子どもへの対応について、児童館職員と情報を共有し、連携・協力を図る。
- イ 単独学童保育クラブの子ども・保護者が、児童館の場所を知り、児童館活動を体験できる機会を設ける。

(10) 保護者との関わり

保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるよう支援していくことで信頼関係を築く。また、保護者同士の交流やつながりを広げていけるよう支援し、保護者が組織する団体等と連携を図り、地域の子育てネットワークにつなげる。

〔目的〕

- ア 保護者と職員が子どもの状況について共通認識を持ち、信頼関係を築き、よりよい子育てにつなげる。
- イ 子育ての孤立を防ぐために指導員が仲立ちとなり、保護者同士の親睦や情報交換が行うことができるようにする。

- ウ ワーク・ライフ・バランス（子育てと仕事の調和）を推進し、子育てと仕事の調和が実現できるよう、保護者に働きかける。

〔主な取り組み〕

- ア 子どもの生活や様子を伝える。
保護者会・個人面談・連絡帳の活用、クラブ便り等の発行
- イ 行事等への参加及び協力依頼
新入生歓迎会、親子交流会、連合スポーツ大会、卒所式等
- ウ 相談活動
保護者が相談しやすい雰囲気づくり
- エ 学童保育クラブ利用者（保護者・子ども）からの意見要望
目黒区学童保育クラブ利用者アンケート
- オ 保護者が組織する団体への支援（父母会等）

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 職員は常に保護者と密接な連携を図り、子どもの様子や保育内容を積極的に伝え、相互に理解・協力が得られるよう信頼関係を築く。
- イ 行事等を通じて、我が子以外の子どもや保護者との関わりを深め、子育ての視野が広がるよう支援する。
- ウ 学童保育クラブ利用者アンケートを実施し、保護者や子どもからの意見や要望を踏まえ、保育サービスの向上を図る。なお、毎年度の事業総括や事業計画に改善内容は反映させる。
- エ 子どもの状態や家庭の状況を見守り、子育ての悩みや家庭環境の変化等を見逃すことのないように努める。保護者に不適切な養育等が疑われる場合は、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、適切に対応する。
- オ 保護者が組織する団体と連携を図り、地域の子育てネットワークづくりにつなげる。

(11) 学校・地域・関係機関との関わり

子どもと保護者が、学校や地域とのよりよい関係を築くために必要な支援をする。

〔目的〕

- ア 子どもたちの情報を共有し、連携を図ることで、子どもたちの成長を支援する。
- イ 子どもと保護者の生活について、地域の協力が得られるように、地域との交流を図り、理解を促す。

- ウ 子どもの発達や家庭環境へ対応が必要な場合は、迅速な支援ができるよう、日ごろから連携・協力を図る。

〔主な取り組み〕

ア 学校との連携

学校・幼稚園・こども園・学級担任との懇談、相互行事への参加、相互の通信の配布、緊急時対応の把握等

イ 地域との連携

行事への参加・協力、住区住民会議等への参加、学童保育クラブ行事への招待等

ウ 関係機関との連携

保育園・子ども家庭支援センター・主任児童委員・民生児童委員・青少年委員等

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 子どもや家庭の状況について情報交換をする際は、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

- イ 学校・地域・関係機関に、学童保育クラブの理解を得るための活動を行うと同時に、相互の協力関係を図る。

- ウ 地域と子ども・保護者が、よりよい関係を築けるよう、地域行事に参加・協力する。

(12) 危機管理（アレルギー・虐待対応含む）

第1章 2 児童館・学童保育クラブの危機管理 参照

(13) 障害のある子どもへの対応

障害のある子どもにとって、学童保育クラブは、同世代の子どもたちと過ごす集団生活の場である。共に成長できるよう、見通しを持って計画的な支援を行うことが、学び、育ち、理解を深める。

継続的な支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて、学童保育クラブの状況や育成支援の内容を記録し、切れ目のない支援を目指す。地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後デイサービス等と連携・協力を図り、学童保育クラブと併行利用している場合は、卒所後の生活にも活かしていけるよう、放課後デイサービス事業所と十分な連携と協力関係を図る。

職員は、障害に関する理解と知識を向上させるため、障害のある子どもの育成

支援について、事例検討を行い、学習会や研修等を通じて障害への理解を深める。

障害のある子どもの学童保育クラブへの入所については、「学童保育クラブにおける障害児等の対応について」を踏まえ、施設や設備の改善、職員配置に配慮し、受け入れを行う。

平成28年4月より施行される障害者差別解消法に基づき、障害を理由として差別されることがないように、必要かつ合理的配慮（障害者が困ることをなくしていくために、周りの人や公共施設等がなすべき無理のない配慮）を行う。

〔目的〕

- ア 一人ひとりの特性や個性を尊重し、子どもの健全な育成を図る。
- イ 子ども同士の生活を通して、共に成長できるよう、適切な配慮と環境整備を行い、育成を図る。

〔主な取り組み〕

- ア 自由遊び、集団遊び、当番活動、行事に向けた取り組み等
- イ 児童館を利用する。
あそびのつどいへの参加
- ウ 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
障害児月別報告書の作成
- エ 障害のある子どもの育成を支援する。
巡回指導の実施
- オ 学校と連携協力を図る。
特別支援学校、学校サポートセンター、特別支援学級（固定学級）との情報交換
- カ 専門機関等と連携協力を図る。
児童発達支援センター、放課後デイサービス等
- キ 保護者と連携する。
子どもの送迎時の連絡、個人面談・保護者会・保護者懇談会等の実施

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 学童保育クラブの入所に際して、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等、保育参観等を通して考察し、保護者と確認する。
- イ 様々な遊びや活動を通して、子ども同士が一緒に過ごす上で必要な認め合いや思いやりのある関係を築いていけるように支援する。
- ウ 卒所後の生活に向けて、子どもの状況に応じて、保護者と連携して、適切な取

り組みを計画・実施する。そのため、児童館職員と取り組み方等の情報を共有し、継続的に切れ目のない支援をする。

- エ 気になる児童への対応については、「困った子」と見るのではなく、「本人自身が困っている子」と捉え、一人ひとりの成長発達を支援する。
- オ 障害のある子どもの成長や課題を具体的に把握し、保育内容を検証するため、障害児月別報告書を作成する。
- カ 障害のある子どもの特性を踏まえた支援を行うため、研修等を通して実践検討を行い、障害に関する理解と知識を向上させる。
- キ 職員は、家庭状況等に十分配慮し、保護者からの相談には丁寧に対応する。保護者と子どもの様子を伝え合い、子どもの成長を共感できる信頼関係を築き、更なる支援が必要な場合は、関係機関と連携して対応する。
- ク 保護者同士の信頼関係を深めるため、保護者会や保護者懇談会等を通して、保護者相互が交流しやすい雰囲気をつくる。
- ケ 学校や関係機関と懇談等を行う場合は、プライバシー保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

目黒区児童館運営指針・学童保育クラブ保育指針

注釈資料編 一覧

(1) 目黒区基本計画概要版（目黒区ホームページアドレス参照）

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/koso/kihonkeikaku/kihonkeikaku.html>

(2) 目黒区実施計画（目黒区ホームページアドレス参照）

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/koso/jissai/keikaku/jissikeikaku25.html>

(3) 目黒区子ども条例（目黒区ホームページアドレス参照）

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/torikumi/kosodate/hoiku/kodomojorei/pamphlet.html>

(4) 目黒区子ども総合計画（目黒区ホームページアドレス参照）

http://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/jisedaiko-domo/kodomo_sogo/kodomo_sogoh27h31/kodomokeikaku27-31.html

(5) 目黒区児童館・学童保育クラブ年間計画及び総括 様式

(6) ふらっとネットワーク

(7) ランドセル来館

(8) 乳幼児

(9) 移動児童館

(10) 子育てふれあいひろば

(11) 障害児

(12) 困ったときの相談窓口

(13) 児童館ボランティア

(14) いじめ防止

(15) 国の児童館・学童保育に関する法令等（厚生労働省法令等データベースサー

ビス参照）<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

(16) 目黒区児童館条例（目黒区ホームページ例規集参照）

http://www1.g-reiki.net/meguro/reiki_menu.html

(17) 目黒区学童保育クラブ条例（目黒区ホームページ例規集参照）

http://www1.g-reiki.net/meguro/reiki_menu.html

目黒区児童館運営指針・学童保育クラブ保育指針

危機管理マニュアル 一覧

- (1) 目黒区児童館・学童保育クラブにおける安全対策指針
- (2) 児童の事故・怪我等が発生した場合の対応について
- (3) 事故対応フローチャート
- (4) 目黒区児童館・学童保育クラブ災害時初期対応マニュアル
- (5) 目黒区児童館・学童保育クラブ安全対策点検リスト
(年度の事業総括に添付)
- (6) 東京都食物アレルギー緊急時対応マニュアル

目黒区児童館・学童保育クラブ版

- (7) アレルギー対応図
- (8) 学童保育クラブにおけるおやつ業務 衛生・作業基準
- (9) おやつ、調理活動提供の手順、食物食材を扱う活動時の留意
- (10) 目黒区児童館・学童保育クラブ来所・帰宅時の児童の安全確保ガイドライン
- (11) 目黒区児童館・学童保育クラブ館外活動対応マニュアル
- (12) めぐろ子ども見守りメール運用ガイドライン
- (13) めぐろ児童虐待防止対応マニュアル（関係機関用）

※なお、めぐろ児童虐待防止対応マニュアルは、各施設に配布済みの冊子を参照すること。

- (14) 台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の児童館・学童保育クラブの対応について